



令和6年2月27日

精華町議会

議長 三原 和久様

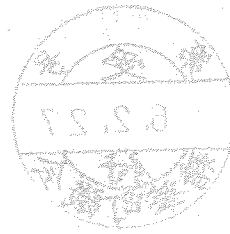
京都府後期高齢者医療広域連合議会

議員 村田周子

京都府後期高齢者医療広域連合議会令和6年第1回全員協議会・定例会報告

全員協議会

1. 日 時 令和6年2月1日（木）13時30分～
 2. 場 所 都ホテル京都八条 地下2階 陽明殿
出席者28名 欠席者2名
 3. 議事日程について
 - (1) 会 期 2月1日（1日）
 - (2) 議員の出席 28人
 - (3) 議案の件数 人事同意案件2件 連合長提出案件8件
 - (4) 日程案
 - (5) その他 地方議会に係る手続のオンライン化について
 4. 副広域連合長の選任について
 5. 令和6年第1回定例会に係る議案説明
- 【人事同意案件】
- (1) 副広域連合長（町村域、北部市域）の選任について
- 【連合長提出案件】
- (2) 後期高齢者医療に関する条例の一部の改正する条例に制定について
 - (3) 副広域連合長の給与及び旅費に関する条例の一部の改正する条例に制定について
 - (4) 令和5年度一般会計補正予算（第2号）について
 - (5) 令和5年度高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
 - (6) 令和6年度一般会計予算について
 - (7) 令和6年度高齢者医療特別会計予算について
 - (8) 広域計画（第5次）の策定について
 - (9) 専決処分について（賠償額の決定）
- 【報告事項】
- (1) 第3期保険事業実施計画（案）について
 - (2) マイナンバーと保険証の一体化について
 - (3) 後期高齢者医療制度に関する全国協議会要望について



定例会

1. 日 時 令和6年2月8日(木) 13時30分～
2. 場 所 京都ガーデンパレス 地下2階 葵
3. 議 事
 - (1) 会 期 2月8日(1日)
 - (2) 議員の出席 30人
 - (3) 議案の件数 人事同意案件2件 連合長提出案件7件
 - (4) 会議録署名議員
・朝倉亮議員(京都市) ・木下喜美子議員(南山城村)
 - (5) 議案質疑・討論・採決
議決結果 別紙「令和6年第1回定例会 議決結果」のとおり
質疑あり ・巽悦子議員 第1号議案と第3号議案から第6号議案
・玉本なるみ議員 第7号議案
反対討論 ・巽悦子議員 第1号議案・第5号議案・第6号議案
・玉本なるみ議員 第7号議案
 - (6) 一般質問 2件
 - 朝倉亮議員(京都市)
 - ①本広域連合下における自治体の実施状況及び本広域連合における実施
勸奨状況は。
 - ②インセンティブ交付金の等の本広域連合の見解は。
 - 巽悦子議員(久御山町)
 - ①2022年10月1日から施行された被保険者窓口負担2割化につい
て
 - ②後期高齢者医療保険の保険料算定における公費等の負担について
 - ③第2期保険事業計画(2023年度が最終目標)の保険事業について
- (6) 請願 2件
 - 請願者 渡邊賢治 紹介議員 玉本なるみ議員
・京都府後期高齢者医療保険料・窓口負担の引き下げなど、制度の改
善に関する請願書
・現行の後期高齢者医療保険者証の存続を求める請願書

*後期高齢者医療広域連合議会関係資料の一部を配布します。

1. 令和6年第1回全員協議会 議事日程
2. 令和6年第1回定例会 議決結果

3. 令和6年第1回定例会 議案概要
4. 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
5. マイナンバーと保険証の一体化について（報告）
6. 地方議会に係る手続のオンライン化について（報告）

* 議関係詳細資料等は議会図書室に保管していますので、ご覧ください。
尚、一般質問・議案質疑・討論については、後日議事録が届き次第に、議会図書室に保管します。

京都府後期高齢者医療広域連合議会令和6年第1回定例会議事日程

令和6年2月8日（木） 午後1時30分開議

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
- 第5 同意第1号から報告第1号までの上程（広域連合長説明）
- 第6 同意第1号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 第7 同意第2号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 第8 一般質問
- 第9 議案第1号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第2号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第3号 令和5年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第4号 令和5年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第5号 令和6年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第14 議案第6号 令和6年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 第15 議案第7号 京都府後期高齢者医療広域連合広域計画（第5次）の策定について
- 第16 報告第1号 専決処分について（賠償額の決定）
- 第17 請願第1号及び請願第2号の上程（紹介議員説明）
- 第18 請願第1号 京都府後期高齢者医療保険料・窓口負担の引き下げなど、制度の改善に関する請願書
- 第19 請願第2号 現行の後期高齢者医療被保険者証の存続を国に求める請願書

広域連合議会令和6年第1回定例会 広域連合長提出議案概要

番号	件名	概要
同意第1号	副広域連合長の選任について	○ 副広域連合長の欠員に伴う選任 氏名 杉浦 正省（精華町長） 任期 令和6年2月8日～令和9年10月23日
同意第2号	副広域連合長の選任について	○ 副広域連合長の任期満了に伴う選任 氏名 桂川 孝裕（亀岡市長） 任期 令和6年2月8日～令和9年11月8日
議案第1号	京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○ 令和6・7年度後期高齢者医療保険料率の改定 均等割額 56,340円（現行53,420円） 所得割率 10.95%（現行10.46%） ○ 賦課限度額の引上げ（66万円 → 80万円） ※ 令和6年度は一定以下の所得の方に対する所得割率及び賦課限度額について、激変緩和措置。 ○ 低所得者に対する保険料の負担軽減を図ることを目的とする高確法施行令の一部改正（令和6年4月1日施行）に基づく、5割及び2割軽減対象の算定に係る所得基準額の引上げ等
議案第2号	京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○ 京都府の基準に合わせ、常勤の副広域連合長の期末手当及び地域手当の支給率の改定 （改正の内容） 期末手当：年2.95月分 → 3.4月分（+0.45月） 地域手当：9.0% → 9.4%（+0.4%）
議案第3号	令和5年度一般会計補正予算（第2号）	○ 補正額 6,341万円 ○ 総額 17億4,051万9千円から18億392万9千円に補正。 ○ 歳入は、国庫支出金（長寿健康増進事業に係る特別調整交付金）、前年度繰越金による増等。 ○ 歳出は、市町村が実施する長寿健康増進事業に対する補助金による増等。
議案第4号	令和5年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	○ 補正額 63億9,594万4千円 ○ 総額 4,057億7,105万3千円から4,121億6,699万7千円に補正 ○ 歳入は、国・府・市町村の支出金、基金繰入金及び前年度繰越金の増等。 ○ 歳出は、保険給付費及び令和4年度の療養給付費負担金等の精算による返還金の増等。
議案第5号	令和6年度一般会計予算	○ 予算総額 10億8,824万4千円 ○ 歳入は、市町村からの分賦金、事業経費に係る国・府支出金等。 ○ 歳出は、事務局運営や事業に係る経費等。
議案第6号	令和6年度後期高齢者医療特別会計予算	○ 予算総額 4,251億6,256万3千円 ○ 歳入は、被保険者の保険料、法定の国・府負担金及び市町村負担金、協会けんぽ・国保等の保険者からの支援金等。 ○ 歳出は、保険給付費等。
議案第7号	広域計画（第5次）の策定	○ 地方自治法第291条の7で策定が義務付けられている広域計画について、令和5年度末で計画期間が満了することから、後継の広域計画（第5次）（令和6年度～令和9年度）を策定するもの。
報告第1号	専決処分について（賠償額の決定）	○ 令和元年度に、社会保険加入手続き誤りにより職員に与えた損害について、その賠償額（486,369円）を決定した旨報告。

京都府後期高齢者医療広域連合議会令和6年第1回定例会 決議結果

令和6年2月8日

種別	議 案 名	結果
人事	副広域連合長の選任について（杉浦 正省精華町長）	同意
	副広域連合長の選任について（桂川 孝裕亀岡市長）	同意
一部改正	京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定について	多数可決
	京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の給与及び旅費に関する条例の制定について	全員可決
補正予算	令和5年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算（第2号）	全員可決
	令和5年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算（第2号）	全員可決
一般会計	令和6年度京都府後期高齢者医療広域連合予算	多数可決
特別会計	令和6年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療予算	多数可決
その他	京都府後期高齢者医療広域連合広域計画（第5次）の策定について	多数可決

件名

③ 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

説明

1 改正趣旨

2年ごとに改定することとされる後期高齢者医療保険料率について、次期（令和6・7年度）保険料率を定めるもの。

2 改正内容

(1) 令和6・7年度後期高齢者医療保険料率

		令和6・7年度	令和4・5年度	改定額・率
保険料率	均等割額	56,340円	53,420円	+2,920円
	所得割率	10.95%	10.46%	+0.49%
1人当たり平均保険料額（軽減後）		93,158円	86,421円（保険料試算時点）	+6,737円（+7.8%）
抑制財源 保険料	特別会計剰余金	50億円	40億円	+10億円
	京都府財政安定化基金	8億8,800万円	8億4,000万円	+4,400万円

(2) 賦課限度額の引上げ 66万円→令和6年度は73万円※
令和7年度は80万円

※令和6年度に新たに75歳に到達する方の賦課限度額は80万円

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正において、中間所得者層の負担抑制、上位所得者に応分の負担を求める観点から、賦課限度額が引き上げられたことによるもの。
なお、令和6年度においては、一部の被保険者に対し、激変緩和措置が設定されている。

(3) 均等割額の軽減対象算定に係る所得基準額の引き上げ

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正（令和6年4月1日施行）に基づき、均等割額の5割及び2割軽減対象の算定に係る所得基準額が引き上げられたことによるもの。

・ 5割軽減に係る改正

(現 行) $43\text{万円} + \frac{2.9\text{万円}}{10} \times \text{被保険者数} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$

↓

(改正後) $43\text{万円} + \frac{29.5\text{万円}}{10} \times \text{被保険者数} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$

・ 2割軽減に係る改正

(現 行) $43\text{万円} + \frac{53.5\text{万円}}{10} \times \text{被保険者数} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$

↓

(改正後) $43\text{万円} + \frac{54.5\text{万円}}{10} \times \text{被保険者数} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$

(4) その他

令和6年度の制度改正に伴い、均等割について負担の増加が生じないようにするとともに、所得割についても、激変緩和措置として年金収入2,11万円(旧ただし書き所得58万円)相当の方までを対象に、所得割を2年かけて段階的に引き上げるもの。

3 施行日

令和6年4月1日

<参考>

○制度改正の主な内容

- ・ 出産育児支援金の新たな負担

出産育児一時金支給増による後期高齢者医療保険での負担を令和6年度から新設(令和6・7年度は激変緩和措置により負担率1/2)。

- ・ 後期高齢者負担率 11.72% → 12.67%

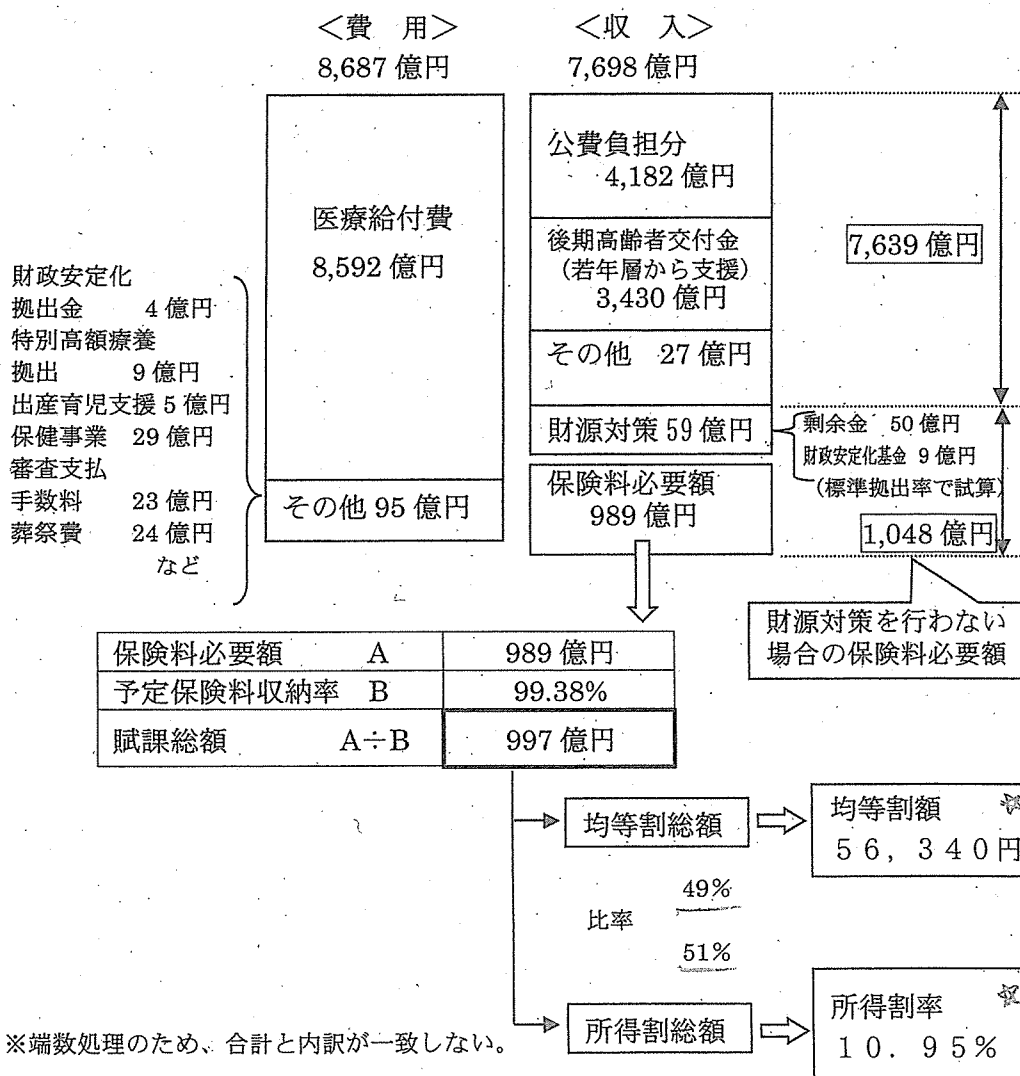
現役世代人口減による保険料負担軽減と各世代の負担均衡を図る。

(現役世代の交付金負担率 38.28% → 37.33%)

○制度改正による国の保険料影響見込額

保険料試算前において、1人当たり保険料の影響額は4,650円/年(2か年平均)と見込む(令和6年度診療報酬改定を含まず)。

【保険料算定のしくみ（令和6・7年度（試算）2箇年）】



＜医療給付費の算定方法＞

年 度	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)
1人当たり医療給付費(A)	959,688 円	975,476 円	984,863 円	996,991 円
伸び率 (対前年度)	—	1.65%	0.96%	1.23%
被 保 険 者 数 (B)	392,423 人	409,690 人	426,897 人	440,130 人
伸び率 (対前年度)	—	4.40%	4.20%	3.10%
給付費総額 (A)×(B)	3,766 億円	3,996 億円	4,204 億円	4,388 億円
2か年分 給付費総額	7,762 億円		8,592 億円	

説 明

マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

マイナンバー法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令が令和 5 年 12 月 27 日に公布され、令和 6 年 12 月 2 日に従来型の保険証（短期被保険者証も含む。）が廃止されることとなった。

1 令和 6 年度中に発行される現行の健康保険証について（経過措置）

令和 6 年 12 月 1 日までに発行される従来型の健康保険証は、経過措置として最大 1 年間は使用できるが、本広域連合の場合、8 月 1 日から翌年 7 月 31 日期限のものを発行することから、経過措置は、令和 7 年 7 月 31 日までとなる。（1 年間、使用できる）

2 被保険者に対する対応

(1) マイナンバーカードを健康保険利用している方

自己の被保険者資格等を簡易に把握できるものとして「資格情報のお知らせ」を保険者が発行。マイナ証と一体で携行することで、オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関等での受診が可能となる。

(2) マイナンバーカードを健康保険利用していない方等

医療機関を受診する際の資格確認については、「資格確認書」を発行する。

なお、原則申請によるものであるが、以下の対象者には職権により発行。

- ・ マイナンバーカードの取得がない方
- ・ 健康保険証利用登録を行っていない方
- ・ DV被害などでマイナポータルにおいて自己情報が閲覧できない方
- ・ 資格確認書が必要な要配慮者（更新時のみ。（初回は要申請））

(3) 周知

国からの依頼により、令和 6 年 7 月保険証の一斉更新時に以下を送付。

- ・ マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関するチラシ
- ・ 「個人番号のお知らせ」（登録されている個人番号下 4 桁をお知らせし、相違がないか確認いただくもの）

3 医療機関への対応

(1) 府内医療機関・薬局のオンライン資格確認の導入状況（R5. 12. 10 時点）

顔認証カードリーダー申込施設 4,403 施設（89.6%）

準備完了施設数 4,422 施設（90.0%）

運用開始施設数 4,301 施設（87.5%）

(2) 運用開始施設におけるマイナ保険証の利用状況※府外含む

R5. 12 利用分 177,813,248 件中 7,633,413 件（4.29%）

(3) 国の支援

- ・ マイナ保険証利用件数が少ない医療機関の底上げを目的として、マイナ保険証の利用率が一定以上増加した医療機関等に対して、増加率に応じて段階的に利用件数分の支援
- ・ マイナ保険証利用件数が多い医療機関・薬局について、顔認証付きカードリーダーの増設を支援

4 その他

(1) 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証について

健康保険証の廃止に伴い、発行しない。~~※~~

- ・ マイナ保険証を保有している方
医療機関等によるオンライン資格確認で限度額等を確認することが可能
- ・ マイナ保険証を保有していない方
希望制により、資格確認書に任意記載事項として限度額等を記載する。

(2) 健康保険証利用登録の解除について

マイナンバーカードの健康保険証利用登録について、加入者（被保険者）による任意解除を可能とする。

（解除方法）加入者が医療保険者へ解除申請※→医療保険者が中間サーバーへ利用登録の解除依頼を行う。~~※~~

※解除申請を受け付けた際に、加入者へ「資格確認書」を交付する。

(令和6年1月時点)

マイナ保険証をご利用ください



- 本年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります -

マイナ保険証を使うメリット

1 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

マイナ保険証の方が
自己負担も
低くなるんだ



2 より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。
また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

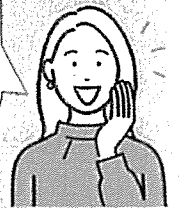
よく覚えてない
内容もあるから
助かるわね



3 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

一度に高額な負担を
しなくて済むわ



・ 本年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、**最長1年間（来年12月1日まで）** 使用可能です。

※ 有効期限が2025（令和7）年12月1日以前に切れる場合は、その有効期限まで使えます。なお、転職・転居等で加入している保険者が変わった場合、使えなくなります。

・ 本年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、**お手元にある保険証が使えなくなる前に**、申請いただくことなく「**資格確認書**」が交付され、引き続き、医療を受けることができます（マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます）。



マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



よくあるご質問

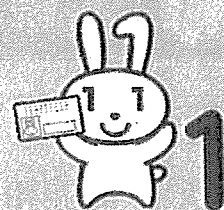
マイナンバーカードは安全なの？

マイナンバーカードのICチップには保険証情報や医療情報自体は入っていません。紛失・盗難の場合はいつでも一時利用停止ができますし、暗証番号は一定回数間違えると機能がロックされます。不正に情報を読みだそうするとチップが壊れる仕組みもあります。



マイナンバーカードを健康保険証として利用するためにはどうしたらいいの？

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、ご利用登録が必要です。初めて医療機関を受診していただいても顔認証付きカードリーダーの画面で、そのまま初回の利用登録ができます。



どうやって受付するの？

マイナ受付は顔認証付きカードリーダーで行います。マイナンバーカードを読み取り口に置くと受付が始まりますので、画面の指示に沿って受付をしてください。



詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

マイナンバーカード 保険証利用

検索



ひととくらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

地方議会に係る手続のオンライン化について（報告）

地方自治法の一部改正（令和 5 年法律第 19 号）に伴い、地方議会において文書により行うこととされていた手続について、議会会議規則に規定することにより、オンライン化とすることができることとなります。

今後、京都府及び構成市町村の議会の状況等を踏まえ、また、標準会議規則の改正案等を確認し、当広域連合議会での取扱いについて、お諮りをする準備を進めてまいりたいと考えております。

＜参考＞改正後の地方自治法の規定

第百三十八条の二 議会等に対して行われる通知のうちこの章（第百条第十五項を除く。）の規定において文書その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項において「文書等」という。）により行うことが規定されているもの（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第七条第一項の規定が適用されるものを除く。）については、当該通知に関するこの章の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

② 議会等が行う通知のうちこの章（第百二十三条第四項を除く。）の規定において文書等により行うことが規定されているもの（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定が適用されるものを除く。）については、当該通知に関するこの章の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知のうち第九十九条の規定によるもの以外のものにあつては、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の総務省令で定める方式による表示をする場合に限る。

③ 前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの章の規定に規定する方法により行われたものとみなして、この法律その他の当該通知に関する法令の規定を適用する。

④ 第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該者に到達したものとみなす。

（公布の日：令和 5 年 5 月 8 日、施行期日：令和 6 年 4 月 1 日）